

第5章の2 推進体制と進行管理



福岡県内で見られる景観

平尾台

平尾台は石灰岩から成るカルスト台地です。毎年、早春に火入れされて草原が維持されています。草原にはオキナグサ、キキョウ、ムラサキなどの植物が生育し、ジャノメチョウなどの昆虫がみられます。地下には鍾乳洞が発達し、コウモリ類などが生息しています。

和白干潟

和白干潟や近隣の多々良川河口干潟では、シギ・チドリ類などの渡り鳥、カニなどの甲殻類、貝類、ゴカイ類、ハママツナなどの塩沼地植物がみられるほか、様々な魚類の繁殖地としても重要です。

英彦山のシオジ林

英彦山の北斜面には、県内最大のシオジ林がみられます。谷状の地形のため、林内は湿潤で、チドリノキ、ミヤマクマワラビなどが生育しています。

八女地方の棚田

八女地方には広く棚田がみられます。棚田はこの地域の文化的景観として、また、生物の生息・生育の場としても重要であり、保全のための取組も始められています。

沖ノ島

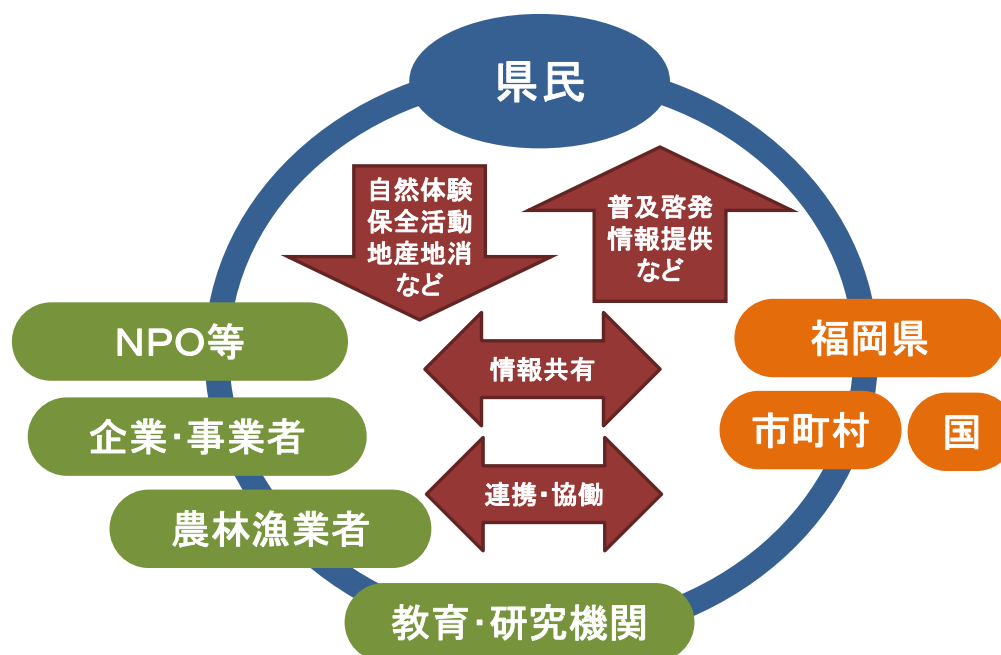
沖ノ島は、島全体がご神体とされ、古くから神域として保護されてきたため、島全域にタブノキ林などの自然植生が残されています。イソヤマアオキなどは県内では沖ノ島にのみ生育する植物です。オオミズナギドリなど鳥類の繁殖地としても重要な場所です。

第5章の2 推進体制と進行管理

1. 推進体制

(1) 多様な主体の連携による推進

本戦略の着実な推進のため、県民、福岡県、市町村、国、NPO等[※]、企業・事業者、農林漁業者、教育・研究機関等が互いに連携して、各主体の特徴を生かしながら生物多様性保全のための取組を進めます。この中で各主体は以下の役割を担います。



■ 県民の役割

- 身近な生きものに目を向けて自然とふれあうこと、地産地消に努めて旬のものを味わうことなどを通じて、豊かな自然や生きものの大切さを実感するとともに、生物多様性の重要性について理解を深めていくことが望まれます。
- 生きものの保護活動や生物多様性を保全・再生する地域活動に参加すること、直接参加できなくとも活動を応援することが期待されます。
- 生物多様性の恵みを将来にわたり利用できるよう、環境に配慮した商品の購入、省エネルギー型のライフスタイルの実践など、持続可能な社会の構築に向けた環境負荷の少ない行動が期待されます。

■ 福岡県の役割

- 本戦略の目標達成に向けて、行動計画に掲げた施策を総合的かつ計画的に推進する役割を担います。
- 戦略推進のための効果的な連携体制を構築し、各主体に対する情報提供等の適切な支援を行います。

[※]NPO等：本戦略では、特定非営利活動法人（NPO法人）とボランティア団体、地縁組織、公益法人などを総称して「NPO等」と表記しています。

■市町村の役割

- 本戦略及び各市町村に特有の生物多様性の特徴・課題を踏まえ、県と方針を共有した上で、地域密着型の施策を計画的に推進する役割を担います。
- 施策の検討に際しては、NPO等と連携を行うなどして、住民の意向把握に努め、地域の実情にあった施策実施が求められます。

■NPO等の役割

- 地域における保全活動の重要な担い手として、生物多様性の保全・再生に関する活動の展開が期待されます。
- その経験と専門的な知識や技術を活かし、市民ボランティアの活動や企業の社会貢献活動の支援を行うことが期待されます。
- 地域参加へのニーズが高い団塊世代をはじめ、広く県民に参加の機会を提供し、生物多様性の重要性の啓発を行うなど生物多様性の社会への浸透を担う役割も期待されます。

■企業・事業者の役割

- 事業活動が生物多様性に与える影響を認識し、できるだけ生物多様性に配慮した事業活動に努めることが期待されます。各企業の事業活動では、事業の直接的な影響のほか、原材料の調達などの間接的な影響も含めて考慮し、環境負荷を低減した事業活動を展開することが期待されます。
- その他、保全活動状況の積極的な公表や、社会貢献活動としての地域保全活動への協力・支援などの取組も期待されます。

■農林漁業者の役割

- 自らの生産活動が生物多様性に与える正負の影響を認識し、できるだけ生物多様性に配慮した農林水産業の推進に努めることが期待されます。
- 農林水産業は生きものに直接接触して関わる産業であり、持続可能な生物資源の利用への配慮と、農林水産業によって維持されている環境の保全、様々な文化への貢献の視点からの取組が期待されます。

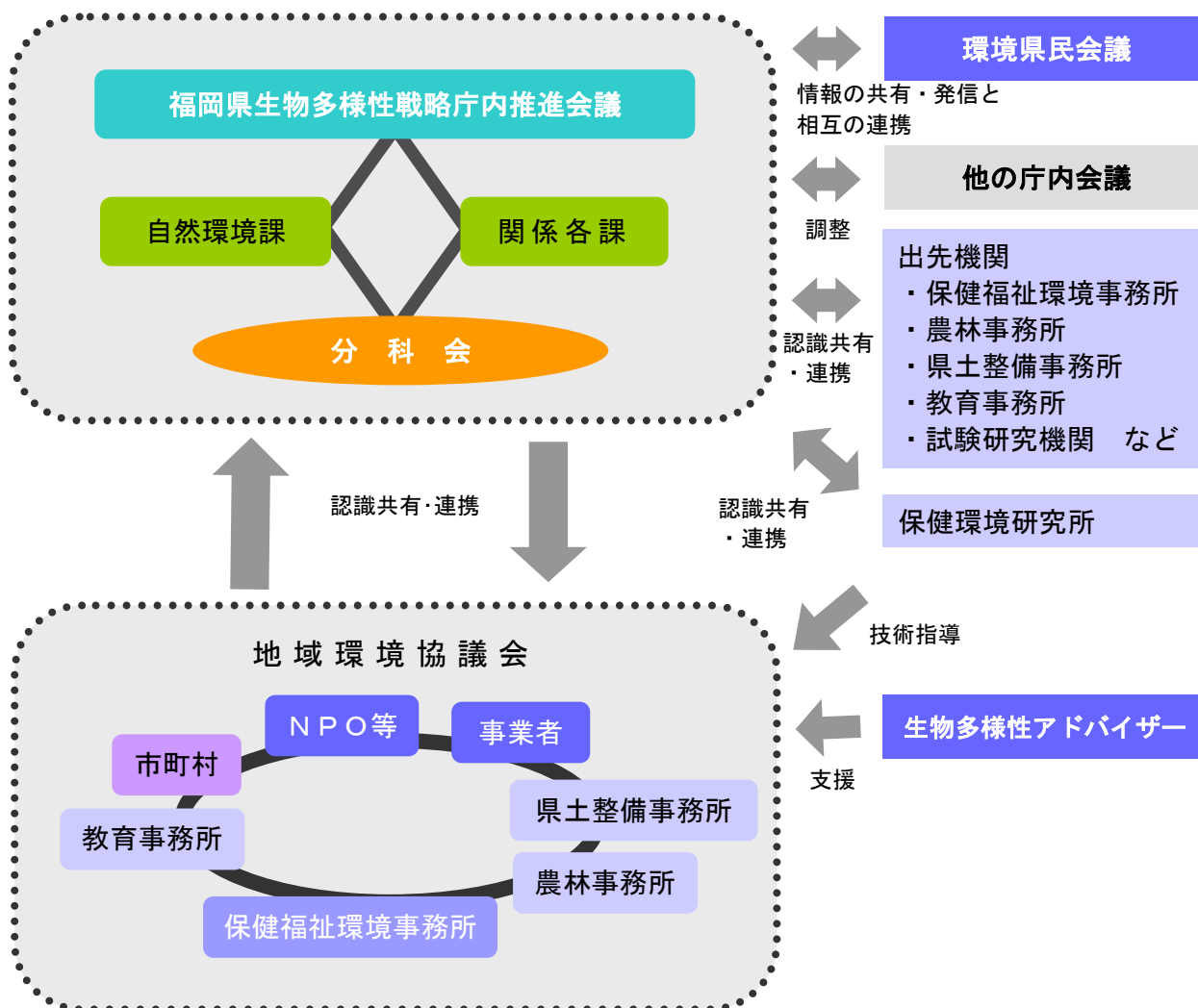
■教育・研究機関の役割（大学、博物館、幼稚園・保育所、小・中・高等学校など）

- 幼児教育における自然体験は、心身の健全な発達に極めて意義が大きいだけでなく、命やものを大切にする豊かな心を育み、自然との共生意識の形成につながることから、積極的な取組が期待されます。
- 小・中・高等学校においては、生物多様性に関する環境教育を通じて、持続可能な社会の構築を目指してよりよい環境の創造活動に主体的に参加し、環境への責任ある行動ができる県民を育成する役割が期待されます。
- 大学や博物館などの研究機関においては、生物多様性に関する知識の普及、専門的な知識や技術を有する人材の育成、生物多様性情報の収集・蓄積、生物多様性についての解明、保全技術の開発などの役割を担うことが期待されます。

(2) 庁内及び関係組織による推進体制

生物多様性に関わる庁内の関係部局が連携し、生物多様性戦略を総合的に推進するための庁内推進体制を整備します。庁内推進体制の中核として「福岡県生物多様性戦略庁内推進会議」を設置し、戦略の推進・進行管理に関する検討・調整を図っていきます。

また、地域における生物多様性の課題共有や保全活動の促進、普及啓発の推進を図るため、保健福祉環境事務所が事務局となり、事業者、NPO等、市町村などが構成メンバーとなる地域環境協議会を活用して連携強化と取組の推進を図っていきます。



庁内組織及び連携組織の内容

名 称	内 容
福岡県生物多様性戦略 庁内推進会議	戦略の推進及び進行管理を担います。本戦略に関わりが大きい庁内関係各課で構成します。
分科会	福岡県生物多様性戦略庁内推進会議の下に、具体的なプロジェクトや課題を検討するための分科会を設置します。担当者が連携して取り組める機動力のある組織体制とします。
既存の庁内組織	土地利用調整会議や環境対策協議会環境教育部会、開発事業関連の行政連絡会議等と連携し、戦略の推進を図ります。
地域環境協議会	保健福祉環境事務所が事務局となり、NPO等、事業者、市町村や県出先機関（県土整備事務所、農林事務所、教育事務所など）等で構成する地域の連携組織です。地域の諸課題について情報共有、検討、調整を行い、協働による生物多様性保全等の取組推進や、地域における活動の担い手を育成します。
環境県民会議	県民団体・事業者団体・行政機関の認識の共有、取り組むべき方策の検討、連携体制の構築などを行います。会議で決定した環境活動テーマを基に県民・事業者・行政が一体となった取組を進めます。
生物多様性アドバイザー	地域環境協議会や様々な主体が行う生物多様性に係る保全、研究、人材育成、地域づくり等の取組を支援します。

◇庁内各課の役割

■自然環境課の役割

戦略推進の総合的な調整を行います。進行管理の責任課となります。

■保健環境研究所の役割

戦略の施策と連動した調査研究の実施により、専門的分野の施策メニューを推進するとともに、本県の生物多様性に関する調査研究、情報収集等の中核としての役割を担います。また、多様な主体の取組について、専門的観点から技術指導を行います。

■保健福祉環境事務所の役割

地域の生物多様性施策の推進拠点として、市民団体、事業者や地域の行政機関との連携・協働を図りながら、多様な主体の取組を支援・促進します。

■各担当課の役割

戦略に基づき、生物多様性配慮の視点を施策に取り入れ、各課の事業を通じて、生物多様性の保全等を進めます。

2. 進行管理

(1) 戦略の推進

戦略の推進にあたっては、「生物多様性戦略庁内推進会議」において、進捗状況を点検し、現状と課題について部局間の認識の共有を図ります。

特に、個別施策の進行については以下に示すPDCAサイクルを踏まえ、着実に事業成果の拡大を図っていきます。

ステップ1： 施策の立案（Plan）

行動計画に掲げられた各施策について、課題の緊急性や施策の進捗状況、効果等を勘案し、立案します。立案にあたっては、県行政の守備範囲や活動領域を整理し、関係主体の主体性や自立性を損なわない施策になるよう考慮します。

ステップ2： 施策の実行（Do）

県の役割を踏まえつつ、効果的かつ効率的な施策の実行に努めます。実行にあたっては、生物多様性の社会への浸透や、地域の担い手育成など地域づくりの観点から、NPO等や事業者、教育機関などとの連携を考慮し、事業の相乗効果を図ります。

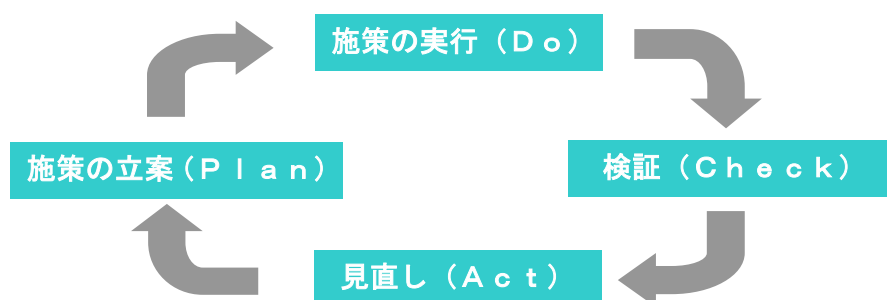
また、事業効果や課題を把握するために、必要なデータを収集します。

ステップ3： 施策の検証（Check）

施策終了後に、事業効果の検証を行い、改善点や課題を整理します。検証に際しては、ステップ2で収集したデータ等も活用します。

ステップ4： 施策の見直し（Act）

施策の検証結果をもとに、必要に応じて施策を見直します。



戦略の進行管理におけるPDCAサイクル

(2) 戦略の進捗状況の公表

環境白書において、行動計画の重点プロジェクトの取組状況やその他計画に基づき実施した新たな取組を報告するなど、本戦略の進捗状況を公表します。

また、環境県民会議においても、戦略の取組状況を報告するとともに、生物多様性の浸透や、様々な主体との協力・連携に向けた働きかけを行います。

(3) 戦略の点検・評価

計画期間終了後に、10年間の取組による行動目標の達成状況について、数値目標やその他の指標の動向、重点プロジェクト等の実施状況などにより、点検・評価します。

また、中間年度（2020年度）までの評価や、計画期間中に行われる次期総合計画策定の議論などを踏まえ、必要な見直しを検討します。

なお、評価にあたっては、必要に応じて有識者の意見を反映することとします。

(4) 戦略の改訂

戦略の改訂にあたっては、広く県民・NPO等・事業者等の意見を聴取するとともに、必要に応じて有識者の意見を聴取し、専門的な知見を反映することとします。

3. 指標

ここでは、4つの行動目標の到達度を把握するための指標を設定します。この指標の達成状況や動向を点検することにより、5年間の取組内容を評価します。

(1) 数値目標

取組の達成度が数値化できる定量的な指標を設定します。4つの行動目標ごとにそれぞれ関連性が強い指標を体系化しています。

行動目標	指標項目	戦略第2期 策定時 (H29(2017)年度)	数値目標 (2022年度)
1 私たちの暮らしのなかで生物多様性を育みます	1 生物多様性の認知度	38.1%	50.0%
	2 県民参加型生きもの調査の登録人数	新 2,997人 (H28年度)	4,000人
	3 福岡県の希少野生生物ホームページへのアクセス件数	120,020件 (H28年度)	132,000件
	4 平尾台自然観察センターの入館者数	41,858人 (H28年度)	47,000人
	5 こどもエコクラブ市町村事務局数	新 13市町村 (H28年度)	30市町村
2 生物多様性の保全と再生を図ります	6 自然公園の面積	88,101 ha (H28年度)	増加を目指す
	7 自然環境保全地域等の面積	134.1 ha (H28年度)	増加を目指す
	8 保安林指定面積	103,939 ha (H27年度)	増加を目指す
	9 シカの生息密度(第二種特定鳥獣管理計画より)	25,300頭 (H26年度)	3,000頭 (2021年度)
	10 アライグマ防除計画策定市町村数	20市町村 (H28年度)	31市町村
3 生物多様性の持続可能な利用を図ります	11 県が実施する公共建築物等の県産木材利用量	8,737m ³ (H27年度)	10,000 m ³ (2021年度)
	12 間伐材等のエネルギー源としての利用量	29千t (H27年度)	50千t (2021年度)
	13 森林ボランティア組織数	199組織 (H27年度)	280組織 (2021年度)
	14 農地等の保全に取り組む面積	新 39,056ha (H27年度)	40,000ha (2021年度)
4 生物多様性を支える基盤とネットワークを構築します	15 生物多様性地域戦略策定市町村数	4市町村	6市町村
	16 生物多様性アドバイザー登録数	16人 (H28年度)	50人
	17 生物多様性アドバイザー派遣実績数	新 6件 (H28年度)	50件 (5年間累計)

(2) 新たな指標とモニタリングの検討

本戦略において、本県の生物多様性の現状を把握するために使用したデータの多くは、自然環境、農林水産、国土利用施策などで使用されているものであり、直接生物多様性を捉えたものではありません。このため、生物多様性の現状と時間的変化をよりの確に把握できる科学的かつ客観的な指標の開発が新たに必要となっています。

例えば、里地里山の生態系ピラミッドの頂点に位置するサシバやオオタカなどの猛禽（もうきん）類は、豊富なエサ資源が必要であり、多様な動植物が生息・生育できる健全で豊かな生態系がそこにあることが出現条件となります。つまり、特定の生物種の生息・生育を確認できれば、ある程度、その地域の生物多様性の状態を推測することが可能となります。

このように、県内に分布する特定の生物種や生息数などの変化をモニタリングすることで、県土の生物多様性の変化の傾向をある程度捉えることができます。今後の課題として、このような指標となる生物種やモニタリング地点の選定、継続的なモニター体制など、生物多様性をよりの確に評価できるモニタリングシステムを検討していきます。



環境庁パンフレット「生きものと共生する地域づくり」（平成12年3月）より